

市内指定居宅サービス事業者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

指定居宅サービス事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の取扱いについて

平素より、本市の介護保険行政の推進にご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日 老企第25号）（以下「解釈通知」という。）第2の1に規定されている出張所（以下「サテライト」という。）の取扱いについて、このたび本市では以下のとおり定めましたのでお知らせいたします。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、各種法令等に規定された本制度の趣旨を踏まえて適正な運営を実施いただきますようお願いいたします。

1 サテライトの取扱いに関する基本方針

本市では、解釈通知の「事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする」との規定に基づき、事業者は原則としてサービス提供拠点ごとに事業所指定の申請を行い、本市の指定を受けなければならないものとします。

しかしながら、指定訪問看護事業者については、厚生労働省通知（平成28年3月25日事務連絡：介護保険最新情報 Vol. 530）においてサテライト制度の活用について示されていることを鑑み、本市の実情等に応じた一定の要件のもとでサテライトを設置できるものとします。

2 サテライトの設置対象事業所（本体事業所）

本市内に所在する指定訪問看護事業所（みなし指定事業所を除く）

3 設置要件及び届出方法

別紙「指定訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置要件について」による。

4 本取扱いの適用

令和3年8月1日以降の設置分について適用します。

なお、令和3年7月31日までに本市に届出済みの訪問看護サテライトについては、令和3年8月1日以降も継続してサービス提供を行う場合に限り、当面の間前項によらず設置を認めるものとします。ただし、本通知の趣旨を踏まえ、既存のサテライトについても前項の設置基準を満たしたサテライトへの移行、又は指定事業所への移行を御検討ください。

<参考>解釈通知（抜粋）

第2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

なお、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪問看護事業所として指定を受けている場合であって、当該サテライト指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問看護を行うものとして①～⑤を満たす場合には、本体事業所の指定訪問看護事業所に含めて指定できるものであること。